

(案)

令和3年1月7日

新宿区長 吉住 健一 様

新宿区労働報酬等審議会

会長 六田 文秀

令和3年度 労働報酬下限額について（答申）

令和2年11月9日付け2新総契契第1825号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

つきましては、本答申を十分尊重されるとともに、新宿区公契約条例の普及啓発及び条例の効果的な運用がなされるよう要望します。

記

1 工事請負契約における労働報酬下限額（1日あたり）

（1）労働者等（一人親方を含む）

ア 令和2年2月に発表した東京都における公共工事設計労務単価それぞれの単価に100分の90を乗じて得た金額とするのが妥当である。

イ 公共工事設計労務単価のうち、設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、以下の表の左欄に掲げる職種に応じ、同表の右欄に掲げる、職種の労働報酬下限額の金額とするのが妥当である。（上記アより算出されたもの）

職種	適用させる職種
タイル工	内装工
屋根ふき工	板金工
建具工	内装工
建築ブロック工	石工

（2）未熟練工（受注者等との合意のもと、見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者

直近の公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」の単価に100分の70を乗じて得た金額が妥当である。

（3）その他

今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額改定された場合は、その単価を基に労働報酬下限額を算出することが望ましい。

(案)

2 業務委託契約・指定管理協定における労働報酬下限額（1時間あたり）

- （1）業務委託契約、及び区内に存する施設の指定管理協定について、令和3年度の労働報酬下限額を、1,050円とするのが妥当である。
- （2）区外に存する施設の指定管理協定について、令和3年度の労働報酬下限額を、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とするのが妥当である。

3 付帯意見

- （1）新宿区公契約条例の周知及び公契約の履行状況等を把握することを目的として、事業者及び労働者等を対象としたアンケート調査を実施すること。
- （2）新宿区労働報酬等審議会において、区長からの諮問に対して十分かつ責任ある答申を行うことができるよう、審議会の運営方法等について検討を行うこと。